

# 第71回

## 滋賀県国土利用計画審議会

### 議 事 録

平成30年（2018年）2月7日（水）

13時30分～15時30分

滋賀県庁北新館3階 中会議室

## 第71回滋賀県国土利用計画審議会議事録

### 1 日 時

平成30年(2018年)2月7日(水)13時30分～15時30分

### 2 場 所

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁北新館3階中会議室

### 3 出席委員(五十音順、敬称略)

岡井 有佳	立命館大学理工学部 准教授	都市問題
小川 圭一	立命館大学理工学部 教授	交通問題
北村 邦彦	公募委員	公募委員
小杉 緑子	京都大学大学院農学研究科 教授	林業
佐伯 祐二	同志社大学大学院司法研究科 教授	法律
清水 芳久	京都大学大学院工学研究科附属 流域圏総合環境質研究センター 教授	水問題
田中 勝	不動産鑑定士	土地問題
辻田 素子	龍谷大学経済学部 教授	経済
野村 昌弘	滋賀県市長会 (栗東市長)	地方行政
花房 正信	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会 専務理事	労働
深川 良一	立命館大学理工学部 教授	防災
堀江 啓子	滋賀県商工会女性部連合会 副会長	商工業

### 4 会議次第

#### (1) 開 会

挨拶(県民活動生活課長)

#### (2) 議 題

- ・滋賀県土地利用基本計画書の変更について
- ・滋賀県土地利用基本計画図の変更について

#### (3) 報告

- ・林地開発許可等の事例について
- ・滋賀県国土利用計画(第四次)の進捗状況について

#### (4) 閉会

挨拶(県民生活部長)

## 1 開会

挨拶（県民活動生活課長）

## 2 議題

（1）滋賀県土地利用基本計画書の変更について

○清水会長

（1）滋賀県土地利用基本計画書の変更、（2）滋賀県土地利用基本計画図の変更、2つの議題について、昨年9月7日の諮問に対する答申を考えるのが本日の議題である。

まず、（1）滋賀県土地利用基本計画書の変更について、前回審議会での各委員からの意見に対する事務局の回答と、市町からの意見への対応や修正案について説明願いたい。

（資料1-1～1-4により事務局説明）

○清水会長

まず、前回審議会での意見に対する対応、国・市町からの意見に対する対応について、意見をいただきたい。

○小杉委員

4点ある。まず1点目は、資料1-3の2つ目、1-2だと19頁。修正後が「低炭素型で機能的な都市基盤の整備」となっているが、原文が「持続的かつ機能的な都市基盤の整備」で、「持続的」が「低炭素型」に変わっている。

「持続的」＝「サステナビリティ」は21世紀最大の課題と言われており、いろいろな意味を包括した言葉なので、「低炭素型で機能的な」というよりは、「持続的かつ機能的な都市基盤の整備」という元の案の方がよいのではないかと。

○清水会長

「Sustainable Development Goals」＝「SDGs」、社会と環境と経済を考えて持続的なものをつくらうというゴールであり、SDGsの中に環境も当然含まれてくるので、「持続的な」としてもいいのではないかと。むしろ、その方が包括的な、上位計画としては意味のあるものになるのではないかと。どうか。

○事務局

「環境」の言葉を入れつつ、「持続的」という言葉も入れられるように検討したいと思う。

○小杉委員

「持続的」の中に「環境」も「低炭素」も入っていると思う。

○事務局

多面的機能の議論のときに、もう少しわかりやすくするために例示を並べた方がいいという指摘もあったので、「環境をはじめ」など、例示的に入れればわかりやすいと思う。

○清水会長

では、元の文章が「環境の負荷の低減および集約化」になっているが、元々、これが何の集約化なのかわかりにくいという意見で直されたので、「環境の負荷」まで入れるかどうかを検討のうえ、その文言を考えてもらって、「持続的」という言葉を入れる方向で検討いただくこととする。

○小杉委員

次は、資料1-3の3つ目で、「進出企業と既存企業や大学等研究機関、地域との連携」がわかりにくいということで修正しているが、それでもわかりにくいので、「進出企業と既存企業、大学等研究機関、および地域」と、点を1つ入れた方がわかりやすいのではないかと思う。

○深川委員

進出企業と既存企業、それから大学等研究機関と地域と、前2つと後2つがペアになっているように見える。

○清水会長

直した意図は、進出企業と既存企業の連携と大学研究機関と地域の連携という2つの連携なのか、あるいは、進出企業があって、既存企業、大学等研究機関、地域と1対3で連携をするのか。あるいは、4者でネットワークを網目状につくろうということなのか。

○事務局

既存企業、大学等研究機関、地域が進出企業と連携するというのが、ここの趣旨である。

○岡井委員

会長が3番目に言われた、それぞれが相互に関係し合いながらネットワークをつくらせるとした方が自然な気もするが、ここは進出企業に焦点を当てたいということなのか。いろいろな関係者がいて、その相互連携を深めるとかいう表現にしてしまっても、あまり悩まなくて済むのではないか。

○事務局

元々、国土利用計画で意図したのは、企業誘致で新しく立地してきた企業についての記述なので、進出企業と三者とが連携するイメージを書いている。

○清水会長

ここは進出企業が主語になっているが、全体のタイトルが「暮らしと産業を支える基盤づくり」であるから、相互のネットワークをつくるとしてもいいし、むしろ、そちらの方が促進してほしい内容である。

もし、そうならば、「進出企業、既存企業、大学等研究機関および地域との相互連携を促進し」としたら、ネットワークになる。

○小杉委員

「との」の「と」は抜いたほうがよい。

○事務局

「および地域の相互連携」か。

○清水会長

「の連携」で通じると思う。

○事務局

承知した。

○小杉委員

資料1-4の甲賀市の意見 No. 2は原案どおりでよいが、No. 3は元の文章に少し加えるだけで深みも出ているし、変えてもいいのではないかと。「歴史や文化的に貴重な資源と琵琶湖に代表される滋賀ならではの素材や強みを活かした」との意見の方が、滋賀県愛が伝わる文章になってよいのではないかと。

○事務局

この記述は、県の基本構想でも同じであり、「歴史・文化の魅力を活かした特色あるツーリズムを展開」と謳っている。また、「歴史・文化」が何回も繰り返し出てくるのは如何かと考える。

○小杉委員

甲賀市の意見 No. 1も同様に、滋賀県の特色、歴史を受けて、未来に重要性をつないでいく滋賀県の計画という意味でよいと思うが、入れてもいいのではないかと。

甲賀市の意見 No. 5 や No. 9、No.11 は言い過ぎと思うが、No. 1 の文章はポリシーがある言葉でもあると思うので、滋賀県のこれまでの歴史的な重要性を踏まえて未来に重要性をつないでいきたいという文言が少し入っていてもいいのではないか。

○清水会長

今言われたのは、資料 1 - 4 の No 1 の甲賀市からの意見で、中世から交通の要点だったという歴史の部分と、平成 35 年に開通予定が決まっている新名神の話と、それ以降の、まだちょっとぼんやりとしている部分ということで 3 点あるが、それぞれどうするか、あるいは全体でどうするかという話をした方がよく、その最後の部分の、まだ確定されていない部分は、今は除いてもいいのかなと思う。名神名阪連絡道路云々というところ。

そうしたら、初めの歴史的に重要な交通拠点みたいなところをどうするかということだが、どうか。

○花房委員

中世よりの要所になっているというところは、加えてもいいのではないかと思う。それ以外の細かいところは、県がそこまで触れると、現実に後の作業が大変なのかな、という気はする。

○北村委員

私は、ここには不要だろうと思う。言われることはよくわかるが、「新たな広域ネットワークの形成」というテーマがストレートに説明される方がいいのではないか。

今の件というのは、県民が百も承知していることだろうし、他にもいろいろな所に出てくる言葉である。だから、ここは、「新たな広域ネットワークの形成」で、一切歴史は入れないでいきなり始まる方がよい。

○岡井委員

昔は、あまり歴史的資産みたいなものは重要視されてこなかったが、この 20 年ぐらいで、少しずつこういった古いものも大事にしようというふうに社会の意識が変わってきている。

○清水会長

全体の意見としては、甲賀市からこういう意見をもらっているのだから、これをそのままというわけではないかもしれないが、どこかに歴史的なものを滋賀県として出していてもいいのではないか。

いろいろなオプションがあるとは思いますが、少し検討してもらおうということでよいか。

○小川委員

資料1－4の甲賀市の意見と、今の議論を聞きながら思ったのだが、最初の「滋賀県は中世より東海道や中山道など」という1行半ぐらい、これは、特段新しい計画とは違うと思うが、別にあってもいいと思う。

あと、3番目の観光振興のところ、これは甲賀市がどういう意図で書いたかはわからない点もあるが、ひょっとすると、「琵琶湖に代表される滋賀ならではの素材や強みが」という、「琵琶湖に代表」という部分が気になっているのではないか。滋賀県というと琵琶湖がすごく注目されて、琵琶湖が滋賀県の代表なのだが、琵琶湖に面していない市町もある。甲賀市もそうだ。

もしそうだとすると、「琵琶湖に代表される」という部分を外してもいいかなと思う。「観光振興については、滋賀ならではの素材や強みを掘り起こし」云々としても、別に何の問題もないと思うので、後ろの歴史・文化の話も残っているから、ここについては、もし甲賀市の意図がそうだとすると、「琵琶湖が代表」という部分を取るという手もあるかなと、聞きながら思った。

○清水会長

今言われた琵琶湖に面していない市町、私も少し気になったが、琵琶湖中心で書かれている感じはする。甲賀市だけではなくて、ほかの琵琶湖に面していない市町もある。

事務局としては、初めに琵琶湖があって、その後に歴史と文化があってという位置付けであるが、甲賀市としては、歴史や文化があって、琵琶湖があってという位置付けだということである。

だから、琵琶湖だけが主ではなくて、という意見はよくわかるし、ただし、琵琶湖は消すことはできないので、この文言を少し甲賀市の意見を配慮してもらって、地域のことを考えて、少し検討してもらうことはできるか。

○事務局

少し並びの変更を検討したいと思う。

○清水会長

願います。

それと、先ほどからの歴史の話であるが、「県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題」というタイトルがあるパートだと、基本的条件の変化という文言があるので、ここにうまく入る。ただ、今ある文章を読んでいると、ものすごく今から近い過去の歴史のところから書き始めているので、中山道云々まで戻るとかなり遠くなってしまう。

○事務局

2頁のところであるが、国の国土利用計画でも人口減少が始まってということで、人口減少の話をも県の方でも書いているという背景もあるし、その次の県土の荒廃の話も、人が減っていく中で、どのように国土、県土を守っていくのかという視点がある。

先ほどの甲賀市からの中山道等の話は、もし整理が可能であれば、中山道等の東西の要所であったというのは事実関係であるので、入れても構わないのではないかという意見だったと認識しているが、枕言葉としてこれまでこうであったという事実関係を入れるという整理の方が、流れとしては美しいのではないかと思う。

#### ○北村委員

それでも結構だが、私はもうひとつ掘り下げて考えると、この計画は誰のために示すものか。県民は百も承知の中で、県からいろんな情報が発信されていけば、しょっちゅう出てくるわけである。だから、敢えてインパクトの強い表現の方がいいのではないかと私は思うので、新しいネットワークだから、新しいことから書き始めればいい。

誰を対象にこの計画をつくるのか、誰のためにやるんだ、進めるんだ。どこがやるんだ、県がやるんだ。市町もそれを踏まえながら、もう少しブレイク・ダウンした詳細なものをつくれるわけである。それは市民のためにやられるのではないかと思う。

#### ○小杉委員

私は、ちょっと違う方に考えた。

今言われたようなことだと、余計に、やはり県民、市民のプライドということであるから、やはり少しあってもいいのかと思う。

新たなものをつくるにあたって、昔からこういう場所であって、そこに新しい時代を築くんだという、外に示すというより、内に示すということに対して、一番重要な部分、プライドだと思う。

#### ○北村委員

委員の言われることもよくわかる。私は、滋賀に生まれ育って、外に行くと、いろんな場面で、枕言葉にこういう場所であるということは言う。

しかし、今滋賀にいる方に対するものであれば、言わなくていいという考え方である。

#### ○辻田委員

私は滋賀県民ではないが、先ほどから事実だから書き込めばいいのではないかという発言があったが、そうではなくて、もし私が滋賀県民だったら、要であり続けたい、だからこういう新しいネットワークをつくらうというロジックになった方がうれしいと思う。

だから、昔は要所だった、だからこういうのができるではなくて、昔から要所だったから、新しい時代に合わせてこういうネットワークをつくって、今後も要所であり続けよう

というようなメッセージ性がここにあると、すごくうれしいかなと、県外の者として思った。

○清水会長

今、事務局が言われたのは、ここに枕言葉として、という意図か。

○事務局

そうです。元々そういう歴史、こういう事実があって、新しいものとしてもそのような使命があるという流れである。

○清水会長

そこにもっと積極的なものを感じれば、という意見なので、検討いただければと思う。

では、時間があまりないので、今、前回の審議会と各市町あるいは国からの意見について伺ったが、そのほかに、原案を見て、何か指摘あるいは意見はあるか。

○佐伯委員

資料1-2の21ページの下、(ア)保安林について、保安林の指定解除がされない限りは他用途への転用ができないのは、森林法上自明のことなので、書き方としては、例えば、「保安林については・・・であることから、森林法に基づき適切な管理を行うものとする。」などとした方がすっきりするのではないか。

適正な管理の中身として、場合によっては、保安林の指定解除ということがあり得るのは、これまた自明のことで、そこに読み込めるのではないかと思う。

あるいは、保安林に指定されている場合でも、知事の許可があれば伐採ができる場合はあるので、そういうことも他用途への転用の中に含まれているのかもしれないが、保安林の指定はかなり厳格な規制がかかるから、通常は他用途への転用は原則しないものと思うので、そういう表現にした方がまだしも誤解を招かないのではないかという気がする。

○清水会長

この土地利用基本計画の位置付けであるが、具体的にこうだからということまで書くべきなのか、あるいは、法律がこうなっているならば、これが上位に来るので、もし何か起こったときは、下位の法律がどんどん動いていく。

○佐伯委員

森林法を重視するのは自明のことだから、書かなくても構わない。ただ、書いてあればそれは悪いかと言われると、よくわからないが。

○清水会長

特に、なくてもこれは動くだろうと考えるが、逆に、ここに書いてしまうと、他に書かなければいけないことが多数出てくる気がする。だから、できればこれはここで止めておいてもらって、もし法律的な流れが既にあるならば、と思うが、如何か。

○佐伯委員

結構です。

○清水会長

はい、ありがとうございます。

他に原案について意見があればいただきたいが、よろしいか。

もう一つ、PDCAのチェックについては、来年度のこの審議会でもう少し詳しくということだったが、それはよろしいか。はい、また議題として出てくると思う。

それでは、少し長くなったが、議題1の滋賀県土地利用計画書の変更についてであるが、今、歴史の部分、新たな広域ネットワーク云々という文言を少し検討してもらうことと、持続的な都市基盤の整備という話があったが、そこを検討してもらって、一応、承認いただけるということによろしいか。

○委員

異議なし。

○清水会長

はい、ありがとうございます。

(2) 滋賀県土地利用基本計画図の変更について

○清水会長

それでは、次の議題に行かせていただく。(2)の滋賀県土地利用計画図の変更について、説明をお願いします。

(資料2-1～2-2により事務局説明)

○清水会長

森林地域の縮小3件であるが、意見はあるか。

○岡井委員

森林地域が解除されるのはわかるが、案件1の自然公園の特別地域と、案件3の自然公

園、これは現在どうなっているのか、これは解除なのか。

○事務局

解除ではない、公園のままである。

○岡井委員

では、案件3では、市街化区域で、かつ自然公園地域という状況か。

○事務局

はい。

○清水会長

他に意見はあるか。

なければ、議題（2）滋賀県土地利用基本計画図の変更について、承認いただければと思う。

昨年9月の県知事からの諮問であるが、これは今回の議題（1）土地利用基本計画書の変更と、議題（2）土地利用基本計画図の変更、である。（2）の方は特に問題がないようであるが、（1）の方は少し文言を変えなければいけないということになる。大変恐縮だが、私と事務局に文言の変更を一任いただける前提で、文言を変更して答申を県知事に提出することを認めていただきたいと思いますと思うが、よろしいか。

○委員

異議なし。

○清水会長

はい、ありがとうございます。

### 3. 報告

（1）林地開発許可等の事例について

まず、（1）林地開発許可等の事例について説明願いたい。

（資料3により事務局説明）

○清水会長

3件説明いただいたが、質問等あるか。

(2) 滋賀県土地利用基本計画（第四次）の進捗状況について

次に、(2) 滋賀県国土利用計画（第四次）の進捗状況について説明願いたい。

(資料4により事務局説明)

○清水会長

四次計画の平成28年度の進捗状況を説明されたが、今ここで意見、質問と言われても、最後のA3資料が細かいので、難しいかと思う。これを後で見て、あるいは既に見られて、今ここで質問をとという方がおられたら、発言いただきたいと思うが、この審議会が終わって、メールで質問というのは構わないか。

○事務局

結構です。

○清水会長

この場で意見、質問、発言される方はいるか。よろしいか。

それでは、もし後で気付かれたことがあれば、事務局へ送っていただきたいと思う。

それと、最後の第五次計画の進捗状況について、来年度に委員の意見を伺いながら、そのチェック方法をとという説明であったが、それは審議会の前にとという理解でよいか。

○事務局

来年度は審議会を2回予定しており、先の審議会では報告の在り方について、議事後の報告事項の中で意見を頂戴し、後の審議会でも先にいただいた意見を反映した形で報告することになるかと思う。

○清水会長

では、進捗状況の評価結果が2回目が出るが、1回目の審議会でも評価方法について皆さんから意見をいただくという理解でよいか、はい、ありがとうございます。

これで議題と報告について、説明と意見をいただく場を締めさせていただくが、その他全体を通して言っておかなければいけないことがあれば、よろしいか。

それでは、進行を事務局にお返す。

○事務局

会長、委員の皆様、長時間にわたり議論ありがとうございました。

それでは、閉会に当たり、県民生活部長の福永からお礼を申し上げます。

○福永県民生活部長  
挨拶（県民生活部長）

○事務局

それでは、これをもって第71回滋賀県国土利用計画審議会を終了させていただく。本日はありがとうございました。

（終了）